

政務調査費使途基準の運用指針

高 崎 市 議 会

平成23年4月

政務調査費検討委員会
平成22年5月7日 提言

目 次

1	政務調査費使途基準の運用指針とは	1
2	政務調査費の概要	1
	(1) 制度目的	1
	(2) 政務調査費とは	1
	(3) 政務調査費の根拠法令等	2
3	政務調査費の交付概要	2
	(1) 政務調査費の交付対象	2
	(2) 政務調査費の交付金額	2
	(3) 政務調査費の交付方法	2
4	交付申請、収支報告等の手続	3
5	政務調査費の使途について	4
	(1) 政務調査費執行の原則	4
	(2) 実費弁償の原則	4
	(3) 按分の考え方	4
6	使途基準の共通事項	4
	(1) 政務調査活動となるもの	4
	(2) 視察旅費について	5
	(3) 食事代、飲酒代について	5
	(4) 備品購入費について	5
	(5) 補助職員を雇用する場合について	6
	(6) 事務所費について	6
	(7) 自家用車の取り扱いについて	6
7	政務調査費の支出が不適当な経費	7
	(1) 政党活動の経費	7
	(2) 選挙活動の経費	7
	(3) 後援会活動の経費	7
	(4) 私的な活動の経費	7
	(5) 議会活動の経費	8
	(6) 議員としての一般的活動の経費	8
	(7) 政務調査活動との関連性が少ない団体への会費及び集会等参加の経費	8
	(8) その他政務調査費を支出するのに不適当な経費	9
8	使途基準の指針	10
	(1) 研究研修費	10
	(2) 調査旅費	11
	(3) 資料作成費	12
	(4) 資料購入費	12
	(5) 広報費	13

(6) 広聴費	14
(7) 人件費	14
(8) 事務所費	15
(9) その他の経費	16
(10) 会派共用費	16
9 領収書等の証拠書類	17
10 会計帳簿	17
11 政務調査費に係る備品の定義について	18
(1) 備品の定義	18
(2) 消耗品の定義	18
12 政務調査費執行に関する検討委員会（仮称）の設置	18
13 各種様式	
様式1 視察報告書	19
様式2 職員雇用台帳	20
様式3 雇用契約書	21
様式4 事務所台帳	22
様式5 備品台帳	23
様式6 会計帳簿	24～26
14 参考資料	
高崎市議会政務調査費の交付に関する条例	
高崎市議会政務調査費の交付に関する規程	

1 政務調査費使途基準の運用指針とは

政務調査費は、高崎市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるものであるが、市民の税金による公金であることにも鑑み、政務調査費の使途の透明性を高めることにより、市民への説明責任を果たし、議会に対する市民の信頼を得ていくことが重要である。

このため、高崎市議会においても、政務調査費のさらなる透明化を図るため、平成22年6月に条例を改正し、支出に係る領収書等の提出方法等について定めたところである。

一方で、地域、市民に根ざした日々の議員活動は、まさに政務調査活動そのものであり、そうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民代表機関としての政策形成能力を高めることが、民主主義の理念に適うものと確信している。

以上のような観点から、高崎市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示し、経理を明確にし、適正な取扱いを期すため「政務調査費使途基準の運用指針」を作成することとした。

なお、この運用指針は政務調査費に係る判例・判決や社会情勢の変化などに応じ、内容の精査を適宜行い、見直しを図っていくものとする。

2 政務調査費の概要

(1) 制度目的

地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなってきている。

このような中において、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動の充実強化を図る観点から、地方自治法によって、政務調査費交付制度が設けられた。

(2) 政務調査費とは

政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項及び高崎市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、高崎市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。(条例第1条)

したがって、交付された政務調査費は、政務調査活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務調査活動以外の経費に使用することは認められない。

(3) 政務調査費の根拠法令等

① 地方自治法第100条(抜粋)

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

② 高崎市議会政務調査費の交付に関する条例

③ 高崎市議会政務調査費の交付に関する規程

3 政務調査費の交付概要

(1) 政務調査費の交付対象

会派に所属する議員については、会派の選択により会派又は議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、交付する。

(2) 政務調査費の交付金額

① 会派に対する交付を選択した会派

年額100(40)万円×所属議員数(※)

(※)4月1日及び10月1日現在(基準日)における当該会派の所属議員数

(基準日に辞職、失職、死亡若しくは除名又は所属する会派から脱会若しくは除名された議員を除く。)

② 議員に対する交付を選択した会派の所属議員

年額100(40)万円

③ 会派に所属しない議員

年額100(40)万円

なお、上記①②の交付方法については、会派に所属する議員全員が同一交付を選択した場合のみに適用する。

(3) 政務調査費の交付方法

年度を上半期と下半期に分け、各半期の最初の月(4月及び10月)に、当該半期分の額を交付する。

4 交付申請、収支報告等の手続

＜交付手続の流れ＞

	根拠	会派の代表者 交付対象議員	議長	市長	備考
1	会派の届出 条例7条	会派結成届(会派交付用)(様式第1号) 経理責任者選任届(様式第2号) 会派結成届(議員交付用)(様式第3号) 会派等異動届(様式第4号) 会派解散届(様式第5号)	○	○ 通知	・会派を結成したとき ・経理責任者を選任したとき ・会派で議員交付を希望するとき ・異動があったとき ・解散したとき
2	交付申請 条例9条	政務調査費交付申請書(会派用)(様式第6号) 政務調査費交付申請書(議員用)(様式第7号) 政務調査費交付変更申請書(会派用)(様式第8号) 政務調査費交付変更申請書(議員用)(様式第9号)		○	・交付を受けようとするとき (各半期の最初の月) ・申請した事項に異動が生じたとき
3	交付決定 条例10条	交付決定通知書(会派用)(様式第10号) 交付決定通知書(議員用)(様式第11号) 交付変更決定通知書(会派用)(様式第12号) 交付変更決定通知書(議員用)(様式第13号)	○		・申請があったときは、交付を決定し通知 ・変更申請があったときは、変更を決定し通知
4	交付請求 条例11条	政務調査費交付請求書		○	・各半期の最初の月(4月・10月)に当該半期分の交付を請求
5	交付	○			・4月 50(20)万円 ・10月 50(20)万円
6	収支報告 条例13条	政務調査費収支報告書(会派用)(様式第14号) 政務調査費収支報告書(議員用)(様式第15号) 会派共用費収支報告書(議長提出用)(様式第16号) 会派共用費収支報告書(議員報告用)(様式第17号) 経理責任者名による政務調査費支出証明書(様式第18号) 議員名による政務調査費支出証明書(様式第19号) 領収書等整理票(様式第20号)	○ 必要に応じて調査	○ 写しを送付	・当該年度終了後1月以内に報告 ・会派が解散したときは解散した日から、又議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から、1月以内に報告 ・支出に係る全ての領収書等を添付
7	返還 条例15条			○	・交付を受けた額に残余があるときは、それに相当する額を市に返還

5 政務調査費の使途について

(1) 政務調査費執行の原則

- ① 政務調査(市政に関する調査研究)目的であること。
- ② 政務調査の必要性があること。
- ③ 政務調査に要した金額やその方法等に妥当性があること。
- ④ 適正な手続きがなされていること。
- ⑤ 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

(2) 実費弁償の原則

政務調査は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、社会通念上 妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則とする。

(3) 按分の考え方

政務調査費を支出する上で、議員の行う活動は多岐に渡っており、調査活動と政党活動、後援会活動、私的な活動、議会活動等との区分が難しい場合が考えられる。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不相当であることが明らかな場合は、各活動の実績に応じ按分して支出することが適当である。

6 使途基準の共通事項

(1) 政務調査活動となるもの

- ① 議会審議に係る案件、市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動

〔例〕

ア 議会審議に係る案件関係

- ・「市長が提案する議案等のそれぞれの事件や事案」に関する調査や研究
- ・「常任委員会や特別委員会の付託案件」に関する調査や研究
- ・「常任委員会の所管事務の聴取や調査」に関わる調査や研究
- ・議案等団体意思の決定に関わる施策を提案するための調査、その企画や立案
- ・意見書等機関意思の決定に関わる施策を提案するための調査、その企画や立案
- ・市民等からの請願に関する調査や研究

イ 市政の課題に係る案件関係

- ・一般行政事務に関する調査や研究
- ・市政に関する資料の収集やその整理と分析
- ・他市事例等の調査や本市における実態調査、市民の意向調査や具体的な或いは個別的な施策に関する意見の聴取、意見交換、及びそれらを踏まえた内容の比較と検討
- ・先進都市等の取り組みに関する行政視察とその研究検討

- ② 市民、各種団体関係者等(以下「市民等」という。)からの意見聴取、情報収集等のための活動
市民等の行政に関する相談や要望・陳情等への対応、市民等からの意見聴取、情報収集、市民等との意見交換
- ③ 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動
議会活動や市政に関する報告会等の開催や議会活動広報紙の発行と配布
- ④ 研究会や研修会等の開催や他の団体等が開催する研究会や研修会等への参加
市政に関する調査研究活動等の研修会や会議を実施する場合、或いは他の団体等が開催する研修会や会議等への参加
- ⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動

(2) 視察旅費について

- ① 交通費、宿泊料等は実費支給とする。宿泊料については、市の旅費規定14,900円(夕食・朝食代含む)を限度とし、懇親会費などは支出できない。
- ② 日当は支出できない。ただし、政務調査中の昼食代については1,500円(旅費規定の日当相当分)を上限に支出できる。
- ③ 旅費を支出した場合は、国内・国外を問わず「視察報告書」(様式1)を提出すること。
- ④ 市内で行う視察等において、原則として宿泊費は支出できない。
- ⑤ 視察の際に手土産を持参する場合は、社会通念上許容の範囲に限るものとし、実費とする。

(3) 食事代、飲酒代について

- ① 飲食経費については、実質的な意見を交換する会議等に付随(連続)する会合である場合にのみ支出することができる。
- ② 飲酒・懇親会を主目的とした会合の会費等は支出できない。
- ③ 会派の行う研究会(研修会)での講師の食事代や、市政報告会、広聴会等での茶菓子代程度の提供は差し支えない。(常識の範囲内のものに限る)

(4) 備品購入費について

- ① 備品については、「備品一覧表」(P18)のとおりとし、購入・リースともに認める。
- ② 備品のリース期間は、原則「任期の末日」までとする。
- ③ リース契約の途中解約により発生する違約金は、本人の負担となり、政務調査費から支出することはできない。
- ④ 備品は、会派又は議員が保管する「備品台帳」(様式5)へ登録し管理する。
- ⑤ 廃棄したときは、備品台帳に廃棄年月日を記載する。
- ⑥ 任期を満了した場合、会派が解散した場合等の備品の帰属については、新たな会派に引継ぐ等、公金が充てられていることを考慮し有効かつ適切に取り扱うこと。

(5) 補助職員を雇用する場合について

- ① 政務調査活動を補助する職員を雇用する場合は、税務署(所得税源泉徴収)、労働基準監督署(労災保険)、ハローワーク(雇用保険)、社会保険事務所(社会保険料)への手続が必要な場合があるので、雇用の状況等により確認すること。

(6) 事務所費について

- ① 事務所費は会派又は議員個人として、実際に事務所を構えた場合に限り支出することができる。
- ② 事務所で実際に使用する費用に限り、事務所費として支出することができる。(事務所の管理に要する経費、事務機器関連の費用等)
- ③ 会派控室は事務所としては認められないが、政務調査活動を行う場所としては認められるため、控室で使用する備品の費用や諸経費は、その他の経費より支出することができる。

(7) 自家用車の取り扱いについて

- ① 政務調査活動に使用する自家用車の購入及びリースに要する経費は政務調査費から支出することはできない。
- ② 車検代、保険料、自動車税等、自家用車の維持管理に要する経費は政務調査費から支出することはできない。
- ③ 調査研究や会議・研修会等に参加するための交通手段として自家用車を利用した場合は、ガソリン代、有料道路通行料、駐車料金等、移動に伴って生じた経費について支出することができる。
- ④ 自家用車を政務調査目的以外にも使用している場合には、ガソリン代等を走行距離等に基づき按分するものとする。

7 政務調査費の支出が不適當な経費

(1) 政党活動の経費

政党活動を目的とする経費に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・政党活動に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の作成及び発送経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党の役員経費

(2) 選挙活動の経費

選挙活動を目的とする経費に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・選挙活動に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ等作成及び発送に要する経費等

(3) 後援会活動の経費

後援会活動を目的とする経費に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の作成及び発送経費
- ・後援会主催の会議開催の経費
- ・後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む)

(4) 私的な活動の経費

議員個人の私的な活動を目的とする経費に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・慶弔餞別費等
(例) 病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費
- ・冠婚葬祭の出席に要する経費
(例) 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等
- ・宗教活動に要する経費
(例) 檀家総代会、報恩講、宮参り等
- ・観光、レクリエーション等による旅行に要する経費
- ・その他議員個人の私的目的のために使用する経費

(5) 議会活動の経費

議会の本会議や委員会等における議員の活動は、法律等に基づくもので狭義の議員活動であり、これらの前後に行われることが多い政務調査活動とは区別されるため、政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・議場における議案等の審議及び代表質問や一般質問
- ・委員会室で開催される法定の委員会における付託案件等の審査等
- ・法定の委員会の現地視察や行政視察
- ・議会運営委員会、全員協議会、各派代表者会議、議会報編集委員会等での審査や協議

(6) 議員としての一般的活動の経費

議員としての一般的な活動に係る経費に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・市等の主催する行事への出席
- ・市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席
- ・監査委員、農業委員会委員、一部事務組合議会の議員、市等の附属機関の委員等として必要な会議への出席
- ・会派内の打ち合わせなど会派の運営等に関する会議への出席

(7) 政務調査活動との関連性が少ない団体への会費及び集会等参加の経費

①政務調査活動との関連性が少ない団体に対し納める会費等に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等
(例) 町内会費、公民館費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、長寿会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費等
- ・議会内の親睦団体の会費
- ・宗教団体の会費

②政務調査活動との関連性が少ない集会等に参加するための負担金等に政務調査費を支出することは不適當

〔例〕

- ・挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費
(例) JA、土地改良区及び森林組合等の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席
町内会、長寿会、青年団、婦人会等の新年会等の会食だけの出席
市有施設等の起工式、竣工式のテープカットだけの出席
- ・他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ・議員が政務調査活動を伴わない団体の役職に就いている場合における、その団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費
- ・親睦又は飲食だけを目的とする会合に要する経費
- ・意見交換を伴わない会合に要する経費

(8) その他政務調査費を支出するのに不適當な経費

社会通念上、妥当と考えられる範囲を超えた経費に、政務調査費を支出することは不適當

[例]

- ・事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出

8 使途基準の指針

政務調査費は、高崎市議会政務調査費の交付に関する規程の別表において規定される使途基準の項目・内容に適合するものに限り支出できる。なお、具体的な内容に関しての主な支出例、考え方は以下のとおりとする。

(1) 研究研修費

内 容	会派又は議員が研究会、研修会を開催するために要する経費及び、会派又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
主 な 支出例	会場費、印刷費、湯茶・茶菓子代、講師謝金、出席者負担金又は会費、交通費、宿泊費等
考え方 ・取扱い	<p>①交通費の支出は実費とする。</p> <p>②宿泊費の支出は実費とし、上限を市の旅費規定に準じて14,900円とする。</p> <p>③宿泊費には朝食及び夕食代を含める。</p> <p>④政務調査中の昼食代は1,500円(旅費規定の日当相当分)を上限に支出できる。</p> <p>⑤上記内容は、会派所属の議員一人の研究研修でも適用する。</p> <p>⑥自家用車を利用して研究研修を行った場合は、ガソリン代、有料道路料金、駐車料金等、移動に伴って生じた経費については支出できる。</p>

(2) 調査旅費

内 容	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費及び調査委託に要する調査委託費
主 な 支出例	交通費、宿泊費、外部団体への調査委託費等
考え方 ・取扱い	<p>①交通費の支出は実費とする。</p> <p>②宿泊費の支出は実費とし、上限を市の旅費規定に準じて14,900円とする。</p> <p>③宿泊費には朝食及び夕食代を含める。</p> <p>④政務調査中の昼食代は1,500円(旅費規定の日当相当分)を上限に支出できる。</p> <p>⑤上記内容は、会派所属の議員一人の視察でも適用する。</p> <p>⑥調査研究のために視察をした場合には、議長宛に「視察報告書」(様式1)を提出する。</p> <p>⑦自家用車を利用して調査研究を行った場合は、ガソリン代、有料道路料金、駐車料金等、移動に伴って生じた経費については支出できる。</p>

(3) 資料作成費

内 容	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
主 な 支出例	印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、事務機器リース代、用紙代、コピー料金等
考え方 ・取扱い	会派又は議員の調査研究活動のために必要な資料作成に要する印刷費、用紙代等については支出できる。ただし、政党活動、議会活動等と調査研究に係る内容が混在する場合は按分する。

(4) 資料購入費

内 容	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
主 な 支出例	書籍、雑誌、新聞、ビデオテープ、CD-ROM、法規類の追録等の購入代等
考え方 ・取扱い	①購入できる資料は調査研究に関するものであり、調査研究に関係のない小説、週刊誌等の購入費については支出できない。 ②調査研究に関係のない、自己啓発目的の書籍等の購入費については支出できない。

(5) 広報費

<p>内 容</p>	<p>会派又は議員の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費</p>
<p>主 な 支 出 例</p>	<p>広報紙・報告書印刷費、送料、会場費、湯茶・茶菓子代、ホームページ作成費・運用管理費等</p>
<p>考え方 ・取扱い</p>	<p>①広報紙の表紙には、発行元として政務調査費の交付を受けた会派名又は議員名を記載する。 ②広報内容が、政党活動、後援会活動等と調査研究に係る内容が混在する場合は按分する。 ③会派又は議員でホームページを運営する場合、それが議員の調査研究活動や議会活動、市の政策等を市民に対して報告することを目的としているときには、作成、維持管理等に係る経費を支出することができる。 ④政党の宣伝活動に使用するポスター、パンフレット等に要する費用については支出できない。 ⑤後援会の広報紙、ビラ等の印刷及び発送に要する費用については支出できない。</p>

(6) 広聴費

内 容	会派又は議員が住民から市政及び会派又は個人の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
主 な 支出例	会場費、印刷費、湯茶・茶菓子代等
考え方 ・取扱い	①会議終了後の懇親会等は、会議と一体性(連続性)が認められる場合で、会費等の金額が社会通念上妥当な範囲であるときに限り支出できる。 ②飲食を主目的とする会議、会派又は議員間の私的な懇談会等に要する費用については支出できない。

(7) 人件費

内 容	会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
主 な 支出例	賃金、アルバイト料等
考え方 ・取扱い	①補助職員を雇用する場合は、補助職員の氏名、雇用期間等を記載した「職員雇用台帳」(様式2)、「雇用契約書」(様式3)、「給与台帳」(源泉徴収簿又は賃金台帳)及び勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を作成し保存する。 ②3親等以内の親族を補助職員として雇用することはできない。 ③補助職員が調査研究補助以外の業務(政党活動、後援会活動等の事務)を兼務する場合には、政務調査活動に要した時間の実数で支出し、按分はしない。

(8) 事務所費

内 容	会派又は議員の調査研究活動のために必要な事務所の管理に要する経費
主 な 支出例	事務所の賃借料、維持管理費、事務機器購入費、事務機器リース代等
考え方 ・取扱い	<p>①事務所とは、調査研究活動が当該事務所で行われ、次の要件を備えていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・外形上、事務所として認識できる形態を有していること。・事務所としての機能(事務スペースを有し、事務用品が備えてあること)を有していること。・賃貸の場合は、会派又は議員が契約者となっていること。 <p>②自宅及び自宅敷地内の建物や、自分及び生計を一つにする者の所有する建物や会社を事務所とする場合の賃借料は認めない。ただし、このような事務所の場合でも、維持管理費や光熱水費等は使用実態に応じ按分して支出することができる。</p> <p>③事務所が政務調査活動に限定して使用している場合は、政務調査費として全額支出が可能。後援会活動、私的な活動等と共用している場合は、使用実態に応じ説明可能な範囲で按分し支出することができる。</p> <p>④敷金、礼金、その他事務所を設置する際に要する費用は支出することはできない。</p> <p>⑤事務所名・所在地・床面積等を記載した「事務所台帳」(様式4)を作成し保存するものとする。また賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを添付するものとする。</p>

(9) その他の経費

内 容	会派又は議員が行う調査研究の事務遂行に必要な事務用品及び備品の購入費、通信費等の経費
主 な 支出例	文具・用紙・フィルム等消耗品代、切手・葉書・電話代等通信費、備品購入、備品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代等
考え方 ・取扱い	電話、ファックス等の購入費、維持管理費及び通信費は、これらを調査研究以外にも使用している場合は按分する。

(10) 会派共用費

内 容	所属する会派において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費
考え方 ・取扱い	①会派共用費を支出した場合、会派の経理責任者から「会派共用費収支報告書(議員報告用)」(規程様式第17号)が交付されるので、「政務調査費収支報告書(議員用)」(規程様式第15号)とともに議長に提出するものとする。 ②会派共用費を徴収した会派の経理責任者は、会派共用費による活動が終了したときに会派共用費に残余がある場合は、残余額を市に返還しなければならない。

9 領収書等の証拠書類

領収書等の証拠書類(以下「領収書等」という。)を「領収書等整理票」(規程様式第20号)に貼付し、「政務調査費収支報告書」(規程様式第14号又は様式第15号)又は「会派共用費収支報告書」(規程様式第16号)とともに議長に提出するものとする。

(1) 領収書の記載要件

政務調査費の執行の透明性は、領収書により明らかになる。領収書は支出の正当性を証明するため、支出先から徴する支出及び支出先など金銭の支払いや受領の内容を明らかにする文書である。記載要件は以下のとおりとする。

- ・ 領収者(発行者)の氏名又は名称
- ・ 宛て先(支払者名)
- ・ 領収の日付
- ・ 金額
- ・ 品名、数量等の内訳
- ・ 領収者(発行者)の印
- ・ 印紙(受取金額3万円以上の場合)

(2) レシートは支出した内容が明記されていれば領収書とみなす。

(3) 銀行振込み等で領収書が発行されない場合は、その支払いを証明する書類を領収書とみなす。

〔例〕

- ・ 銀行振込みによる支払
- ・ クレジットカードによる支払
- ・ 口座からの自動引き落としによる支払

(4) 鉄道、バスなど領収書等の徴することができないものは、経理責任者名又は議員名の「政務調査費支出証明書」(規程様式第18号又は様式第19号)を領収書に代えて添付するものとする。

10 会計帳簿

政務調査費の収支を整理する際に使用する会計帳簿は、「政務調査費会計帳簿」(様式6)とし、「政務調査費収支報告書」「領収書等整理票」とともに議長に提出するものとする。

なお、会派共用費を徴収する会派にあっては、「会派共用費収支報告書」を併せて提出するものとする。

11 政務調査費に係る備品の定義について

(1) 備品の定義

その性質、形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物をいう。使用するにつれ、損傷等価値の下がるものではあるが、使うとなくなるもの(消耗するもの)ではない。

(2) 消耗品の定義

一回又は短期間の使用によって消耗される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物をいう。

備品一覧表

分 類	備 品 名
机・椅子類	机、椅子
戸棚・保管庫類	整理戸棚、書庫、整理棚、ファイリングキャビネット、ロッカー
事務用機械類	パソコン、パソコンソフト、パソコン付属品、プリンター、コピー機、シュレッダー、スキャナー、電子辞書
通信機及び拡声機類	電話機、ファックス、ボイスレコーダー、拡声機
写真機及び用具類	カメラ、カメラ付属品、プロジェクター、スクリーン
標示用具類	ホワイトボード

12 政務調査費執行に関する検討委員会（仮称）の設置

政務調査費使途基準の運用指針の適正な運用を図るためには、政務調査費の執行過程で具体的に生じる課題に対して、全議員が統一的に対応することが求められる。また、政務調査費の執行に係る判例や判決、社会情勢の変化などに応じ内容の精査を行うなど、適宜見直しを行う機関の設置が必要である。そこで、「政務調査費執行に関する検討委員会」（仮称）を設置し、政務調査費執行に関する諸課題について協議及び調整を行うものとする。

13 各種様式

様式1

視察報告書

平成 年 月 日

高崎市議会議長 様

会派名又は議員氏名

下記のとおり視察が終了したので報告します。

期 間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()				
視 察 先					
視 察 議 員					
視 察 目 的					
概要及び所見					
費 用	宿泊費 円	交通費 円	昼食代 円	その他 円	合 計 円

職員雇用台帳

会派名又は議員氏名

雇用職員氏名	業務内容	住 所	生年月日	雇用期間	勤務形態	雇用(担当)議員名
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	
		電話 () -	年 月 日		常勤・非常勤 週 日 時間 月	

雇 用 契 約 書

氏 名		◎	生年月日	S H	年	月	日
住 所							
電話番号							

下記の条件で雇用いたします。

勤務場所							
雇用期間							
休 日							
業務内容							
勤務時間	午前	時	分	～	午後	時	分まで
休憩時間	午前	時	分	～	午後	時	分まで
給与(賃金)	円						
交 通 費	円						
給与支払方法	現金払い	・	口座振込	(毎月	日締切)		

本契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

年 月 日

雇 用 者 会 派 名 _____

代表者名又は議員氏名

◎

被雇用者 氏 名 _____ ◎

事務所台帳

会派名又は議員氏名

管理責任者 (議員名)	事務所名	所在地	延べ 面積 (㎡)	兼用の有無			政務調査活動専 用事務所として 使用する割合
				個人的使用	後援会・政治 活動事務所	会社等 (関係団体)	
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%
		電話 () -		有・無	有・無	有・無	%

備品台帳

会派名又は議員氏名

物品名称	品質規格	購入金額又は年間リース金額	数量	購入年月日 (廃棄年月日)	保管場所	特記事項

平成 年度
政務調査費会計帳簿

会派用・議員用・会派共用費用

会派名

氏名

政務調査費会計帳簿

(収 入)

月 日	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

(支 出)

項 目	金 額
研究研修費	円
調査旅費	円
資料作成費	円
資料購入費	円
広報費	円
広聴費	円
人件費	円
事務所費	円
その他の経費	円
会派共用費	円
合 計	円

(残 額)

円

項目名

上記項目に係る使途基準の内容と主な支出例の記載部分

月 日	支 払 内 訳	支 払 先	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
計			円

14 参考資料

○高崎市議会政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、高崎市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、高崎市議会（以下「議会」という。）における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の定義)

第2条 この条例において「会派」とは、政務調査費の交付に関し結成した会派で議会における所属議員が2人以上いるものをいう。

(政務調査費の用途)

第3条 政務調査費は、議員の政策形成能力及び審議能力を高めるために行う次に掲げる活動の費用に充てなければならない。

- (1) 議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動
- (2) 市民、各種団体関係者等（以下この号において「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動
- (3) 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動

(政務調査費の交付)

第4条 政務調査費は、次に掲げるものに対して交付する。

- (1) 会派（政務調査費の交付対象として会派を選択したものに限る。）
- (2) 会派（前号に規定する会派を除く。）に属する議員
- (3) 会派に属さない議員

2 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、前条の規定及び別に定める用途基準（第6条第4項において「用途基準等」という。）に従い、当該政務調査費を適正に使用しなければならない。

3 政務調査費は、年度を上半期と下半期に分け、各半期の最初の月（4月及び10月をいう。）に、当該半期分の額を交付する。ただし、当該半期において、議員の任期が満了する場合は、当該半期の最初の月から任期満了の日の属する月までの分を月割りにより交付する。

4 前項ただし書の規定により月割りにより交付する政務調査費の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(会派に対する政務調査費の額等)

第5条 前条第1項第1号の規定による会派に対する政務調査費は、4月1日及び10月1日（以下これらの日を「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数にそれぞれ年額1,000,000円の2分の1を乗じて得た額を交付する。

2 基準日において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議員の所属会派からの脱会若しくは除名があった場合は、当該議員は前項の所属議員の数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分に相当する政務調査費は交付しないものとする。

- 3 各半期の途中（基準日以外の月の初日を除く。次条第3項において同じ。）において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分に相当する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

（議員に対する政務調査費の額等）

第6条 第4条第1項第2号又は第3号の規定による議員に対する政務調査費は、基準日に在職する議員に対して年額1,000,000円の2分の1の額を交付する。

- 2 基準日において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名があった場合又は同日において議会の解散があった場合は、当月分に相当する政務調査費は交付しないものとする。
- 3 各半期の途中において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分に相当する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。
- 4 第4条第1項第2号の規定により政務調査費の交付を受けた議員の属する会派は、使途基準等に従い、会派として行う活動の費用（以下「会派共用費」という。）に充てるため、当該会派に属する議員から政務調査費の一部を徴収することができる。

（会派の届出）

第7条 議員が会派を結成し、第4条第1項第1号の規定により会派に対する政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び経理責任者を定め、その代表者は、その旨を議長に届け出なければならない。

- 2 議員が会派を結成した場合において、会派に属する議員が第4条第1項第2号の規定により議員に対する政務調査費の交付を受けようとするときは、その代表者は、その旨を議長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定により会派の結成を議長に届け出た会派の代表者は、会派共用費に充てるため会派に属する議員から政務調査費の一部を徴収しようとするときは、経理責任者を定め、議長に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定により届け出た内容に異動が生じたときは、その代表者は、その旨を議長に届け出なければならない。
- 5 会派を解散したときは、その代表者は、その旨を議長に届け出なければならない。

（会派の通知）

第8条 議長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに市長に通知しなければならない。

（政務調査費の交付申請）

第9条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、議長の指定する日までに、議長を経由して市長に交付申請をしなければならない。

- 2 会派の代表者又は議員は、前項の規定により申請した内容に異動が生じたときは、議長を経由して市長に変更申請をしなければならない。

（政務調査費の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請があった会派又は議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者又は議員に通知しなければならない。

(政務調査費の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者又は議員は、議長が指定する日までに政務調査費を請求するものとする。

(各半期の途中における政務調査費の交付の調整等)

第12条 各半期の途中において、新たに結成された会派又は新たに議員となった者に対する政務調査費は、会派が結成された日又は議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は当月)から月割りにより交付する。

2 各半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派間に議員の異動が生じた場合、政務調査費の交付を受けた議員が政務調査費の交付を受けた会派に属した場合又は政務調査費の交付を受けた会派に属する議員が当該会派を脱会し、他の政務調査費の交付を受けた会派に属さない場合において、既に交付した政務調査費については、これらの事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は当月)から月割りにより調整する。

3 各半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散等により消滅し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、当該消滅した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は当月)以降の政務調査費を月割りにより速やかに返還しなければならない。

4 前3項の規定により交付、調整又は返還のため算出した政務調査費の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(収支報告書の提出)

第13条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書等の証拠書類を添えて、年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散等により消滅し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、それぞれ消滅した日又は議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に収支報告書及び領収書等の証拠書類を提出しなければならない。

3 会派共用費に充てるため、会派に属する議員から政務調査費の一部を徴収した会派の経理責任者は、当該会派共用費による活動が終了したときは、速やかに、議長に当該活動に係る収支報告書及び領収書等の証拠書類を提出しなければならない。

4 前項の経理責任者は、同項の規定により議長に収支報告書及び領収書等の証拠書類を提出したときは、当該収支報告書に記載される収入及び支出について、会派に属する議員に報告しなければならない

5 議長は、第1項から第3項までの規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(議長の調査)

第14条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書及び領収書等の証拠書類について、必要に応じ調査をすることができる。

(政務調査費の返還)

第15条 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出(第4条第2項の規定に従って執行した支出をいう。次項において同じ。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を市長に返還しなければならない。

2 会派に属する議員から政務調査費の一部を徴収した会派は、その年度に徴収した額の総額(徴収した政務調査費を議員に還付した場合は、その額を除く。)から、その年度において行った会派共用費による支出(第6条第4項の規定に従って執行した支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存)

第16条 議長は、第13条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(多野郡吉井町の編入に伴う経過措置)

2 多野郡吉井町を廃し、その区域を高崎市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に吉井町議会議員政務調査費の交付に関する条例(平成15年吉井町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に多野郡吉井町の議会の議員であって、編入日以後、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第9条第1項の規定により引き続き高崎市の議会の議員として在任するものについて、当該在任する期間に係る政務調査費の年額についての第5条第1項及び第6条第1項の規定の適用については、これらの規定中「1,000,000円」とあるのは、「400,000円」とする。

○高崎市議会政務調査費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年高崎市条例第30号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第2条 条例第4条第2項に規定する使途基準は別表のとおりとし、その運用については議長が別に定める。

(会派共用費)

第3条 条例第6条第4項に規定する使途基準等に依り行う会派の活動の費用（以下「会派共用費」という。）は、会派代表者の請求により、当該会派に属する議員が負担する。

(会派結成届等)

第4条 条例第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による会派結成の届出 会派結成届（会派交付用）（様式第1号）
- (2) 条例第7条第1項又は第3項の規定による経理責任者選任の届出 経理責任者選任届（様式第2号）
- (3) 条例第7条第2項の規定による届出 会派結成届（議員交付用）（様式第3号）
- (4) 条例第7条第4項の規定による届出 会派等異動届（様式第4号）
- (5) 条例第7条第5項の規定による届出 会派解散届（様式第5号）

2 前項第1号及び第3号の会派結成届を議長に届け出た会派は、年度の途中において、政務調査費の交付の対象を変更する届出を提出することができない。

(交付申請等)

第5条 条例第9条の規定による申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第9条第1項の規定により会派の代表者が行う申請 政務調査費交付申請書（会派用）（様式第6号）
- (2) 条例第9条第1項の規定により議員が行う申請 政務調査費交付申請書（議員用）（様式第7号）
- (3) 条例第9条第2項の規定により会派の代表者が行う申請 政務調査費交付変更申請書（会派用）（様式第8号）
- (4) 条例第9条第2項の規定により議員が行う申請 政務調査費交付変更申請書（議員用）（様式第9号）

(交付決定)

第6条 条例第10条の規定による政務調査費交付決定の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 会派に対する交付の決定 交付決定通知書（会派用）（様式第10号）
- (2) 議員に対する交付の決定 交付決定通知書（議員用）（様式第11号）
- (3) 会派に対する交付の変更の決定 交付変更決定通知書（会派用）（様式第12号）

(4) 議員に対する交付の変更の決定 交付変更決定通知書(議員用)(様式第13号)
(収支報告書)

第7条 条例第13条の規定による収入及び支出の報告書は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第13条第1項の規定により会派の代表者が議長に提出する報告書 政務調査費収支報告書(会派用)(様式第14号)

(2) 条例第13条第1項の規定により議員が議長に提出する報告書 政務調査費収支報告書(議員用)(様式第15号)

(3) 条例第13条第3項の規定により会派の経理責任者が議長に提出する報告書 会派共用費収支報告書(議長提出用)(様式第16号)

(4) 条例第13条第4項の規定により会派の経理責任者が会派に属する議員に提出する報告書 会派共用費収支報告書(議員報告用)(様式第17号)
(領収書等)

第8条 条例第13条第1項から第3項までの規定により収支報告書に添付する領収書等の証拠書類については、次の各号に定める支払等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 領収書を徴し得ない支払 経理責任者名による政務調査費支出証明書(様式第18号)又は議員名による政務調査費支出証明書(様式第19号)

(2) 会派共用費の負担 前条第4号の規定により議員に報告された会派共用費収支報告書(議員報告用)

(3) 前2号に掲げるもの以外の支払 領収書(金融機関が作成した振込みの明細書その他支払いの明細を証するものを含む。)

2 前項第3号(前項において準用する場合を含む。)に規定する領収書等の証拠書類は、領収書等整理票(様式第20号)にちょう付し、又は添付し、提出するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 会派に係る政務調査費の交付を受けた会派若しくは会派共用費を徴収した会派の経理責任者又は議員に係る政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の収入及び支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を政務調査費収支報告書の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(高崎市議会政務調査費の交付に関する規程の廃止)

2 高崎市議会政務調査費の交付に関する規程(平成13年高崎市議会告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	項目	内容
会派に係る 政務調査費 及び議員に 係る政務調 査費	研究研修費	会派又は議員が行う研究会、研修会を開催するために要する経費及び、会派又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
	調査旅費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費及び調査委託に要する調査委託費
	資料作成費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
	資料購入費	会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
	広報費	会派又は議員の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
	広聴費	会派又は議員が住民から市政及び会派又は議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
	人件費	会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
	事務所費	会派又は議員の調査研究活動のために必要な事務所の管理に要する経費
議員に係る 政務調査費	その他経費	会派又は議員が行う調査研究の事務遂行に必要な事務用品及び備品の購入費、通信費等の経費
	会派共用費	所属する会派において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費

様式第1号 (第4条関係)

副議長	議長

年 月 日

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名

代表者氏名

㊟

会派結成届 (会派交付用)

次のとおり会派を結成し、会派に対して政務調査の交付を受けたいので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 会派の名称

2 所属議員数

人

3 構成員の氏名

氏 名	氏 名

様式第2号（第4条関係）

副議長	議長

年 月 日

経 理 責 任 者 選 任 届

（あて先）

高崎市議会議長

会 派 名

代表者氏名

印

次のとおり経理責任者を選任したので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項又は第3項の規定により届け出ます。

届出年月日	年 月 日
会 派 名	
経理責任者氏名	

様式第3号（第4条関係）

副議長	議長

年 月 日

（あて先）

高崎市議会議長

会 派 名

代表者氏名



会派結成届（議員交付用）

次のとおり会派を結成し、会派に属する議員に対して政務調査の交付を受けたいので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

記

1 会派の名称

2 所属議員数

人

3 構成員の氏名

氏 名	氏 名

様式第4号（第4条関係）

副議長	議長

年 月 日

会派等異動届

（あて先）

高崎市議会議長

会 派 名

代表者氏名

印

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項から第3項までの規定により届け出た内容に異動が生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

変 更 の 事 由		
（会派の結成年月日	年 月 日）	（所属議員数 人）
区 分	旧	新
1 会派名の変更		
2 代表者の変更		
3 経理責任者の変更		
4 所属議員の異動		

様式第5号（第4条関係）

副議長	議長

年 月 日

会派解散届

（あて先）
高崎市議会議長

会 派 名
代表者氏名

印

年 月 日をもって、 を解散しましたので、高崎市議会
政務調査費の交付に関する条例第7条第5項の規定により届け出ます。

様式第6号（第5条関係）

副議長	議長

年 月 日

政務調査費交付申請書（会派用）
（ 年度 上半期・下半期 ）

（あて先）
高崎市長

会 派 名
代表者氏名 ㊟

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の交付を申請します。

申 請 金 額	円
内 訳	1人 円の 人分

様式第7号（第5条関係）

副議長	議長

〃 年 月 日

政務調査費交付申請書（議員用）
（ 年度 上半期・下半期 ）

（あて先）
高崎市長

議員氏名 ㊟

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり政務調査費の交付を申請します。

申請金額	円
------	---

様式第8号（第5条関係）

副議長	議長

年 月 日

政務調査費交付変更申請書（会派用）

（ 年度 上半期・下半期 ）

（あて先）

高崎市長

会 派 名

代表者氏名



年 月 日付けの交付決定について、次のとおり変更したいので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第9条第2項の規定により申請します。

区 分	新	旧
申請金額	円	円
内 訳	1人 円の 人分	1人 円の 人分

様式第9号（第5条関係）

副議長	議長

年 月 日

政務調査費交付変更申請書（議員用）

（ 年度 上半期・下半期 ）

（あて先）

高崎市長

議員氏名

⑩

年 月 日付けの交付決定について、次のとおり変更したいので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第9条第2項の規定により申請します。

区 分	新	旧
申請金額	円	円

様式第10号(第6条関係)

高崎市指令 課第 号

会 派 名
代表者氏名

交付決定通知書(会派用)

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務調査費(上半期・
下半期)の交付について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務調
査費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎市長

㊟

交 付 金 額 _____ 円
(内 訳 1人 円の 人分)

様式第11号（第6条関係）

高崎市指令 課第 号

議員氏名

交付決定通知書（議員用）

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務調査費（上半期・
下半期）の交付について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務調
査費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎市長

④

交 付 金 額 _____ 円

様式第12号（第6条関係）

高崎市指令 課第 号

会 派 名
代表者氏名

交付変更決定通知書（会派用）

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務調査費（上半期・
下半期）の交付変更について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政
務調査費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎市長

Ⓔ

変更前交付金額 _____ 円
(内 訳)

変更後交付金額 _____ 円
(内 訳)

様式第13号（第6条関係）

高崎市指令 課第 号

議員氏名

交付変更決定通知書（議員用）

年 月 日付で申請のありました 年度分の政務調査費（上半期・下半期）の交付変更について次のとおり交付することに決定しましたので、高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第10条の規定により通知します。

年 月 日

高崎市長

㊟

変更前交付金額 _____ 円

変更後交付金額 _____ 円

様式第14号(第7条関係)

副議長	議長

年 月 日

政務調査費収支報告書(会派用)

(あて先)

高崎市議会議長

会 派 名

代表者氏名

印

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第13条第1項の規定により、
度の政務調査費収支報告書を次のとおり提出します。

1 収 入 政務調査費 _____ 円

2 支 出 (単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

様式第15号(第7条関係)

副議長	議長

年 月 日

政務調査費収支報告書(議員用)

(あて先)

高崎市議会議長

議員氏名

印

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第13条第1項の規定により、
年度の政務調査費収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入 政務調査費 _____ 円

2 支出 (単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
会派共用費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

様式第16号（第7条関係）

副議長	議長

年 月 日

会派共用費収支報告書（議長提出用）

（あて先）

高崎市議会議長

会 派 名

経理責任者名

印

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第13条第3項の規定により、
年度の会派共用費収支報告書を次のとおり提出します。

1 収 入 _____ 円

2 支 出 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

様式第17号 (第7条関係)

副議長	議長

年 月 日

会派共用費収支報告書 (議員報告用)

議員氏名 様

会 派 名
 経理責任者名

印

高崎市議会政務調査費の交付に関する条例第13条第4項の規定により、 年
 度の会派共用費について収支を報告いたします。

1 収 入 _____ 円

2 支 出 _____ (単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

年度の会派共用費に係る負担額は、 _____ 円であることを証し
 ます。

年 月 日

経理責任者名

印

様式第18号(第8条関係)

政務調査費支出証明書

金 _____ 円

上記の金額を支払ったことを証明いたします。

年 月 日

会 派 名
経理責任者名

㊟

月 日	内 訳	支 払 先	金 額

様式第19号（第8条関係）

政務調査費支出証明書

金 _____ 円

上記の金額を支払ったことを証明いたします。

年 月 日

議員氏名

印

月 日	内 訳	支 払 先	金 額

様式第20号(第8条関係)

領収書等整理票

項 目 (該当の□を チェック)	<input type="checkbox"/> 研究研修費	<input type="checkbox"/> 調査旅費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	No.
	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	
	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> その他	

(領収書等の証拠書類貼付欄)